

豊中市障害児等療育支援事業実施要綱

(目的)

第1条 豊中市障害児等療育支援事業（以下「事業」という。）は、在宅の障害児及び発達支援が必要な児童の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等（以下「相談等」という。）が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する機能との重層的な連携を図り、もって障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施施設)

第2条 事業を実施する施設は、豊中市立児童発達支援センター（以下「実施施設」という）とする。

(利用対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に居住する在宅の障害児及び発達支援が必要な児童（以下「障害児等」という。）並びにその家族、支援者等とする。

(協力施設)

第4条 事業を実施するに当たり、豊中市立障害福祉センターひまわりを協力施設とする。

2 実施施設及び協力施設（以下「実施施設等」という。）は、緊密な連携により人的交流を図り、事業を円滑に実施するものとする。

(事業の内容)

第5条 実施施設等はその有する機能を活用することにより、療育、相談体制の充実及び各種福祉サービスの利用の援助、調整等を行い、障害児等を支援するため、次の各号に規定する事業を行う。

- (1) 在宅障害児等訪問支援事業 支援を行う職員が、相談等を希望する障害児等を支援するため、障害児等が通うこども園、障害児通所支援事業所、その所属施設等（以下「所属施設等」という）に定期的又は随時に訪問することにより相談等の支援を行う事業
- (2) 障害児等来所相談支援事業 支援を行う職員が、相談等を希望する障害児等を支援するため、来所の方法により相談等の支援を行う事業
- (3) 療育技術指導事業 支援を行う職員が、障害児等が通う所属施設等の職員に療育技術の指導を行う事業

(利用の申込み等)

第6条 事業の利用を希望する者は、原則としてあらかじめ申込書（別紙様式）を市長に提出し、利用の申込みを行うものとする。

2 前項の規定により利用の申込みがあったときは、速やかに相談等を開始するもの

とする。

- 3 事業の実施に当たっては、対象者の心身等の状況に応じた職種及び人員により実施し、利用の申込み時の状況、対象者ごとの相談等の内容等について記録し、適切な対応を行うものとする。

(秘密の保持)

- 第7条 この事業の実施に当たっては、職務上知り得た障害児等に関する情報について、正当な理由なく漏らしてはならない。事業が終了後も同様とする。また、個人情報保護については、万全を期さなければならない。

(関係機関との連携)

- 第8条 実施施設等は、事業を円滑かつ効率的に実施するため、関係部局のみならず民間事業所等との連携強化を図り、地域の相談体制の整備に努めるものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から実施する